第 3 部

税務行政の組織等

第1章 組織及び管理

第1節 機構及び定員

1 機構

(1) 概要

国税庁は、内国税(国税のうち関税、とん税及び特別とん税を除いたもの。)の賦課徴収のために、財務省の外局として設けられているものである。その組織としては、中央に国税庁本庁が置かれ、地方支分部局として全国に11の国税局及び沖縄国税事務所並びに524の税務署が設置されている。

国税庁本庁は、長官官房並びに課税部、徴収部及び調査査察部の3部からなり、税務行政を執行するための企画・立案を行い、これを各国税局・沖縄国税事務所に指示し、各国税局・沖縄国税事務所や税務署の事務の指導監督に当たるとともに税務行政の中央官庁として、各省庁その他関係機関との総合調整を行っている。

国税局は、原則として総務部、課税部、徴収部及び調査査察部の4部からなり、税務署の 賦課徴収事務の指導監督に当たるとともに、自らも大規模法人、大口滞納者、大口脱税者等 の賦課徴収事務を行っている。

なお、沖縄国税事務所の機構及び事務は、国税局とほぼ同様である。

税務署は、税務行政の執行の第一線として、それぞれの管轄区域において内国税の賦課徴収事務を行っている。税務署の機構は、その規模により異なるが、総務課、管理運営部門、 徴収部門、個人課税部門、資産課税部門及び法人課税部門の1課5部門制が一般的である。

また、国税庁の施設等機関として税務職員に研修等を行う税務大学校が設置されているほか、特別の機関として納税者の審査請求に対して裁決を行う国税不服審判所が設置されている。

さらに、審議会等として、国税庁に国税審議会があり、国税審議会には、国税不服審判所 長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行うなどの場合において、国税庁長官と 国税不服審判所長が意見を求めた事項の審議を行う国税審査分科会、税理士試験の執行及び 税理士の懲戒処分などについての審議を行う税理士分科会並びに酒類の表示基準の判定など の審議を行う酒類分科会を置いている。

おって、各国税局・沖縄国税事務所には、相続税等に係る土地の価額に関して調査審議する土地評価審議会がある。

(2) 令和4年度における主な機構改正

イ 税務行政のDXへの対応

令和3年6月に公表した「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション-税務行政の将来像2.0-」の実現に向けて、書面中心の事務運営からデータ中心の事務運営への変更を

進めるため、国税庁長官官房企画課にデジタル化・業務改革企画官(デジタル化・業務改革室)を新設した。

また、ICTの活用による課税・徴収事務の高度化に向けた取組の推進役として、国税 庁長官官房企画課にデータ活用企画官(データ活用推進室)を新設した。

ロ 消費税不正還付や租税回避等への対応

消費税不正還付事案は、不正内容が悪質かつ形態が巧妙化していることから、社会・経済の動向や情勢を的確に捉え、深度ある情報収集を行い効果的・効率的な調査を行うため、 福岡国税局課税第一部に統括国税実査官1人を増設したほか、関東信越、東京、名古屋、 大阪及び福岡国税局課税第一部統括国税実査官に消費税専門官を新設した。

また、査察事案の審理・課税資料事務を円滑化・効率化するとともに、審理面での調査 支援を強化するなどの体制整備を図るため、大阪国税局査察部に査察審理課を増設した。

ハ 日本産酒類の輸出促進への対応

日本産酒類の輸出促進に係る施策を関係省庁や各地方自治体等と連携して実施するほか、酒類事業者向け支援を実施するため、関東信越、東京及び大阪国税局課税第二部酒類 業調整官に酒類業振興専門官を新設した。

ニ 業務センター室拡充への対応

令和3年度に、税務署における内部事務を集約処理することを目的として各国税局・沖縄国税事務所に設置した業務センター室において、令和4年度に対象となる税務署を拡大したことに伴い、適正な事務処理の確保や管理体制の強化を図る観点から、各国税局総務部に統括国税管理官及び主任国税管理官を増設した。

ホ その他

源泉所得税の未納整理事務を集約している源泉所得税事務集中処理センター室の体制整備に伴い事務量が増加することから、各国税局課税(第二)部法人課税課及び沖縄国税事務所法人課税課に源泉納付指導専門官を新設した。

2 定員

(1) 概要

令和4年度における国税庁職員の定員は、5万5,969人である。組織別では、各国税局・沖縄国税事務所及び税務署に全体の96.7%に当たる5万4,101人が配置され、国税庁本庁1,073人(構成比1.9%)、税務大学校328人(同0.6%)、国税不服審判所467人(同0.8%)となっている。

職員の事務別配置状況については、全職員の62.5%が所得税、法人税、消費税等の賦課事務に、17.5%が国税債権の管理・徴収事務に、3.7%が業務センター室で集約処理をしている内部事務に従事し、残り16.3%は総務事務等に従事している。

(2) 令和4年度における定員の増減

令和4年度予算においては、軽減税率制度実施への対応等のため、1,180人の定員増が認め

られた。一方で「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」(平成26年7月25日閣議決定)等に基づく定員合理化数等が \triangle 1,145人であることから、国税庁の定員は、35人の純増となった。

表30

機構改正主要事項一覧表

(令和4年7月改正分)

	機構名	設置数 備 考
	デジタル化・業務改革企画官	1
日 裕 占	(デジタル化・業務改革室)	(1)
国税庁	データ活用企画官	長官官房企画課
	(データ活用推進室)	(1)
	統括国税管理官	5 総務部(札幌、仙台2、東京、福 岡)
	主 任 国 税 管 理 官	50 総務部(札幌4、仙台8、関東信 越3、東京9、金沢、名古屋14、
		広島5、高松、福岡3、熊本2)
	統括国税実査官	1 課税第一部(福岡)
国税局	消費税專門官	5 課税第一部統括国税実査官(関東 信越、東京、名古屋、大阪、福岡)
	源泉納付指導専門官	15 課税(第二)部法人課税課(札幌、
		仙台、関東信越、東京4、金沢、 名古屋、大阪2、広島、高松、福
		一
	酒 類 業 振 興 専 門 官	3 課税第二部酒類業調整官(関東信
		越、東京、大阪)
	査 察 審 理 課	1 査察部(大阪)
国税事務所	源泉納付指導専門官	1 法人課税課

第2節 任用及び採用試験

1 任用

- (1) 令和4年度の定期異動は、令和4年7月10日付で行った。異動に当たっては適材を適所に 配置し、行政組織の効率を最大限に発揮させるという基本方針の下で、職員個々の身上等に も配意の上実施した。
- (2) 令和4年度の定期異動数は、次のとおりである。

指定官職 2,777人

その他の職員 18,933人

なお、その他の職員の各国税局・沖縄国税事務所の異動数は、次のとおりである。

札幌国税局 753人

仙台国税局 1,090人 関東信越国税局 2,235人 東京国税局 5,874人 金沢国税局 539人 名古屋国税局 2,258人 大阪国税局 2,845人 広島国税局 970人 高松国税局 529人 福岡国税局 880人 熊本国税局 726人 沖縄国税事務所 234人 合 計 18,933人

2 採用試験

(1) 総合職試験

2022年度国家公務員採用総合職試験合格者等に対して面接を実施し、令和5年4月1日付で11人(内女性4人)を採用した。

なお、試験区分別採用者数は、次のとおりである。

院卒	(行政)	1人
院卒	(化学・生物・薬学)	1人
院卒	(農業科学・水産)	1人
院卒	(森林・自然・環境)	1人
大卒	(法律)	1人
大卒	(経済)	3人
大卒	(政治・国際)	2人
大卒	(化学・生物・薬学)	1人
合	計	11人

(2) 国税専門官採用試験

2022年度国税専門官採用試験は、第1次試験が令和4年6月5日に、第2次試験が令和4年7月4日から7月15日のうち指定する日にそれぞれ実施され、その最終合格者の中から令和5年4月1日付で1,198人(内女性425人)を採用した。

なお、試験の実施状況等は、次のとおりである。

受験申込者数 14,867人1次合格者数 7,283人最終合格者数 4,106人採用者数 1,198人

国税局採用者数 (局別内訳)

札幌国税局 37人 仙台国税局 46人 関東信越国税局 124人 東京国税局 406人 金沢国税局 28人 名古屋国税局 140人 大阪国税局 218人 広島国税局 55人 高松国税局 35人 福岡国税局 58人 熊本国税局 33人 沖縄国税事務所 18人

(3) 税務職員採用試験

2022年度税務職員採用試験は、第1次試験が令和4年9月4日に、第2次試験が令和4年10月12日から10月21日のうち指定する日にそれぞれ実施され、その最終合格者の中から令和5年4月1日付で873人(内女性345人)を採用した。

なお、試験の実施状況等は、次のとおりである。

受験申込者数 6,523人1次合格者数 2,934人最終合格者数 1,656人採用者数 873人

(4) 国税庁経験者採用試験(国税調査官級)

職員の年齢構成の変化等への対応策の一つとして、大学等を卒業した日又は大学院の課程 等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者を対象にした2022年度国税 庁経験者採用試験(国税調査官級)を実施した。

国税庁経験者採用試験(国税調査官級)は、第1次試験が令和4年10月2日に、第2次試験が令和4年11月5日、6日、12日又は13日のうち指定する日に、第3次試験が令和4年12月3日又は4日のうち指定する日にそれぞれ実施され、その最終合格者の中から令和5年4月1日付で46人(内女性3人)を採用した。

(5) 障害者選考試験

「公務部門における障害者雇用に関する基本方針(平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定)」において、人事院が能力実証等の一部を統一的に行う障害者を対象とした選考試験を平成30年度より導入することとされた。

なお、2022年度障害者選考試験は、実施されなかった。

(6) 障害者を対象とした選考試験(ステップアップ制度)

「公務部門における障害者雇用に関する基本方針(平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定)」及び平成30年12月21日付閣人人第887号・人企-1426「障害者を対象としたステップアップの枠組みについて」(通知)を踏まえ、令和4年度障害者を対象とした選考試験(ステップアップ制度)は、第1次選考が令和5年1月7日に、第2次選考が令和5年2月2日、3日、6日又は7日のうち指定する日にそれぞれ実施され、令和5年4月1日付で6人(内女性5人)を採用した。

(7) 国家公務員中途採用者選考試験(就職氷河期世代)

「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019(令和元年12月23日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定)」に基づき、2022年度国家公務員中途採用者選考試験(就職氷河期世代)は、第1次選考が令和4年10月30日に、第2次選考が令和4年12月7日から12月12日のうち指定する日にそれぞれ実施され、令和5年4月1日付で16人(内女性7人)を採用した。

第3節 給与及び福利厚生

1 給与

(1) 人事院勧告及び給与法改正

人事院は、令和4年8月8日、国会及び内閣に対し、一般職職員の給与の改定に関する勧告を行った。本年の勧告では、民間給与との均衡を図る観点から、初任給及び若年層の俸給月額の引上げ、勤勉手当の引上げ等が報告された。

その後、令和4年10月7日の閣議で、勧告どおり給与改定を行うことが決定され、令和4年11月18日に給与法が公布された(一部は令和4年4月1日から実施)。

(2) 級別定数

職員構成及び職務の実態を踏まえ、関係当局に対し給与等の改善を要望するなど、職員の 処遇の維持・改善に努めた。

なお、令和4年度における級別定数(税務職)は表31のとおりである。

表31 級別定数(税務職)

級	予算定員(人)
10級	3
9級	128
8級	567
7級	1,690
6 級	12, 225
5 級	13, 349
4級	8, 721
3級	5, 803
2級	5, 411
1級	6, 618
計	54, 515

2 福利厚生

明るく健康で能率的な職場づくりを目指して、職員の健康を保持増進するための福利厚生施 策を推進し、共済組合事業を適切に運営した。

(1) 福利厚生施策

- イ 職員の健康の保持増進を図るため、各種健康診断及びその結果に基づく保健指導を実施 し、生活習慣病対策の充実を図った。
- ロ 心の健康づくりについては、①専門医等による相談体制や職場復帰支援体制の整備、② 知識の普及と正しい理解のための健康教育等の計画的な実施、③ストレスチェックの円滑な実施を通じて、その充実に努めた。
- ハ 職員の在職中から退職後にわたる人生をより充実したものとするため、必要な情報提供 を行い、職員自らが生活設計を行うことを支援した。

(2) 共済組合事業

共済組合では、組合員及びその被扶養者の生活の安定と福祉の向上のため、短期給付事業のほか、医療、貸付、各種保険の取扱い等の福祉事業を行った。

3 公務員宿舎

職員の職務の能率的な遂行を確保するため、必要な宿舎について、適切な貸与を行った。

第4節 国税庁特定事業主行動計画

1 概要

平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」の基本理念の趣旨に基づき、子育 てと仕事の両立の推進という視点に立った職場環境を整備するため、平成17年4月に「国税庁 特定事業主行動計画」を策定した。

令和3年1月には、政府全体の取組指針である「国家公務員の女性活躍とワークライフバランスの推進のための取組指針」の一部改正や、「財務省女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」の改正を踏まえ、令和3年4月1日から令和8年3月31日までを計画期間とする「第IV期安心子育て応援プラン」を策定・公表し、実施している。

2 具体的な両立支援に対する主な取組

両立支援に対する取組(①両立支援制度の周知徹底、働き方等の意識改革、②各種相談体制の充実、③人事上の配慮等、④男性職員の家庭生活への関わり推進、⑤事務計画・事務分担の見直し等、⑥休暇制度等に関する関係機関への働き掛け、⑦研修参加の際の配慮、⑧超過勤務の縮減、⑨年次休暇の取得促進、⑩保育施設等に関する情報提供等、⑪テレワークの拡大・推進、⑫サテライトオフィスの整備等、⑬人事評価への反映、⑭ワークライフバランス推進に資する取組等の表彰)を実施し、性別や年代、時間等制約の有無にかかわらず全ての職員が活躍できるようワークライフバランスを確保し、職員が気兼ねなく両立支援制度を利用できる職場環境の醸成に努めている。

第5節 規律

1 服務

職員の服務に関しては、服務規律に対する職員の自覚を高め、綱紀の保持に努めるとともに、非行者に対しては厳正に対処している。

また、非行を行った職員はもとより、指導監督が不十分であったため非行を未然に防止できなかった監督者に対しても厳正に対処しており、令和4年中32人(前年40人)に対して懲戒処分を行った。

2 監察

職員の非行の未然防止、早期発見及び的確な処理により、綱紀を厳正に保持し、もって公正 な税務行政の運営に資するため、次の事項に重点を置いて監察事務を実施した。

(1) 組織的な非行予防体制の確立

非行の根絶に向け、監察官及び国税局・税務署の幹部が講師となって重畳的に予防講話を

実施したほか、巡察の際には、監察官が幹部職員に対し、部下職員に対する指導・監督や風通しの良い職場環境の醸成の重要性を認識させ、的確な身上把握や事務管理の徹底について指導するとともに、幅広く職員の動向を把握するなど、国税庁及び国税局・税務署が一体となった組織的な非行予防体制の確立に努めた。

(2) 非行の早期発見のための資料情報収集

資料情報の収集は、非行の早期発見のみならず、非行の未然防止にも重要であることから、 あらゆる機会を通じ、効果的な資料情報の収集に努めた。

(3) 非行事案の厳正・迅速な処理

非行事案の真相解明に当たっては、厳正かつ迅速な事務処理に努めた。

第6節 事務の管理・企画

1 行政サービスのデジタル化の推進

我が国の行政を取り巻く環境は、経済取引の複雑化・広域化や経済社会の国際化・高度情報 化の急速な進展に伴い、事務が複雑・困難化するなど、大きく変化しており、行政サービスの 充実のためにデジタル及びデータの一層の活用が重要となっている。

こうした状況の下、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進め、国、地方公共団体、民間をはじめとする社会全体のデジタル化について関係者が一丸となって推進すべき取組を示した政府方針である「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が令和5年6月に閣議決定された。

国税庁では、政府方針等に沿って、システム改革及び納税者利便の向上策や業務効率化に向けた取組を実施している。

(1) 国税総合管理(KSK)システム

KSKシステムは、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入した基幹システムである。

令和4年度においては、これまで各市区町村から書面提出されていた相続税法第58条通知書(死亡等に関する事項の税務署長への通知)について、令和6年4月以降、法務省からオンラインで連携されることから、所要のシステム改修を行っている。

また、死亡等に関する事項と併せて通知されていた固定資産課税台帳の情報について、各 市町村からオンラインでの連携が可能となるよう所要の改修を実施している。

なお、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を実現するため、現行システム機器の更改時期である令和8年度を目途に、AIをはじめとする最新技術を導入するシステムの高度化(次世代システムの開発)に着手している。

(2) 国税電子申告・納税システム (e-Tax) の運用

e-Taxは、国税に関する申告、申請・届出等及び納税の手続について、インターネットを利

用して電子的に行うことができるシステムである。

国税庁は、政府全体のデジタル社会の実現に向けた取組の一環として、納税者の利便性向上と税務行政の効率化を図る観点から、e-Taxの全国での運用を平成16年6月に開始した。

e-Taxの利用状況は年々拡大しており、更なる利用拡大に向けて、納税者の声を踏まえ、システムの改善等を図っている。また、e-Taxの利用拡大は、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションを実現する上で不可欠である。そのため、e-Taxのより一層の利用拡大に向けて具体的な中期目標を定めるとともに、関係民間団体等を通じてe-Taxの利用勧奨を実施するなど、官民が連携し、計画的な取組を行っている。

e-Taxの利用状況については、表32のとおりである。

表32

e-Taxの利用状況

① 所得税申告、消費税(個人)申告件数

年 度	令和3年度(注)	令和4年度(注)
利用件数	千件	千件
利用针数	16, 215	17, 803
利用率	%	%
利 用 举	59. 6	65. 9

(注) 新型コロナウイルス感染症への対応による申告期限の延長(令和2年分)や簡易な方法により申告・納付期限の延長を申請できるようにしたこと(令和3年分)に伴い、令和3年度においては令和3年5月1日から令和4年5月2日まで、令和4年度においては令和4年5月3日から令和5年3月31日まで集計。

② 法人税申告、消費税(法人)申告、酒税申告、印紙税申告件数

年 度	令和3年度	令和4年度
利用件数	千件	千件
利用针数	4, 540	4, 737
利 用 率	%	%
利用学	87.6	90. 1

③ 納税証明書の交付請求、給与所得の源泉徴収票等(6手続)、利子等の 支払調書、電子申告・納税等開始(変更等)届出書件数

年 度	令和3年度(注)	令和4年度(注)
利用件数	千件	千件
利用件数	7, 239	7, 260
利用率	%	%
利 用 学	72.6	73. 9

(注) 個人の納税者に係る「電子申告・納税等開始(変更等)届出書」については、新型コロナウイルス感染症への対応による申告期限の延長(令和2年分)や簡易な方法により申告・納付期限の延長を申請できるようにしたこと(令和3年分)に伴い、令和3年度においては令和3年5月1日から令和4年5月2日まで、令和4年度においては令和4年5月3日から令和5年3月31日まで集計。

(3) システムの安定性・信頼性と情報セキュリティの確保

国税関係業務は、国民の権利義務と密接に関わっており、そのシステムに障害が発生した場合、国民に多大な影響を与えるとともに、税務行政に対する信頼を損なうことになりかねないことから、機器を定期的に更新する等、システムの安定的な運用を図っている。また、情報セキュリティの観点からは、国税庁が保有・蓄積する大量の納税者情報の漏えい等を防止するため、業務用パソコンをインターネットから物理的に分離しているほか、情報セキュリティに関する監査や研修を定期的に実施するなどの取組を進めている。

2 提案制度

(1) 概要

提案制度は、職員それぞれによる日常の職務及び職場の改善を通じて、税務行政に対する 国民の理解と信頼が得られるよう、行政文書、電子データ、個人情報等の厳正な管理及び職 務を遂行するに当たっての法令遵守の徹底など適正な事務の管理を図ることのほか、職員の 職務への積極的な参加意識の醸成、職員の能力向上及び事務の効率化を図り、より効率的な 税務行政を推進するとともに、納税者利便の向上及び職員の働きやすい職場環境の整備を図 ることを目的として設けられている。

本制度は、昭和25年に「献策制度」として発足し、昭和38年には、「提案制度」と改称する とともに、提案方法、審査方法及び報賞規定を改定している。その後数次の改正を経ながら、 税務行政の効率的運営を図る施策の一つとして定着しているところである。

(2) 提案の応募・入賞の状況

令和4年度に各国税局・沖縄国税事務所等が受理した提案件数は、7,492件であった。 応募された提案のうち、174件が国税庁に進達され、国税庁長官の諮問により、提案審査委 員会(委員長 国税庁次長)が審査を行い、94件の入賞提案を決定した(優秀1件、佳作17件、有効76件)。

なお、提案審査委員会は、提案を実施した場合に期待できる効果、努力・研究の程度など を総合的に審査し、入賞提案を決定している。

また、令和元年度からは、提案制度がより活性化されるよう、これまでの優秀・佳作に加え、国税庁に進達された提案のうち、国税庁において報賞すべきと認められたものについて、有効提案として報賞することとした。

(注)付表第49表「提案受理件数及び国税庁入賞件数」参照。

第7節 会計

1 予算

(1) 概要

「令和4年度予算編成の基本方針」(令和3年12月3日閣議決定)に基づき、国税庁関係予算については、経済取引の複雑化・国際化、ICT化の進展など、税務行政を取り巻く環境の変化に適切に対応し、適正・公平な賦課及び徴収を実現するために必要な経費が措置された。

なお、「デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム」及び「各府省システム」に係る 予算については、政府情報システム関連予算としてデジタル庁に一括計上されている。

予算の執行に当たっては、次の事項に重点を置いた事務の運営を行い経費の効率的な使用 に努めた。

イ 事務の合理化・効率化の推進

厳しい定員事情の下で、税務行政の適正な執行を確保するため、事務処理のICT化を一層推進するとともに電子政府の実現に向けて、KSKシステム、国税庁情報ネットワークの運用を行った。

また、税務署等における内部事務の効率化による調査・徴収事務の充実を図るため非常 勤職員の積極的な活用に努めた。

口 納税者利便向上

e-Taxの普及及び定着に向けた各種施策を実施するとともに、e-Taxの運用を行った。 さらに、電話による税務相談事務の効率化・合理化を図るため、前年度に引き続き、各 国税局・沖縄国税事務所で電話相談を集中的に処理する電話相談センターの運用を行った。

ハ 国際化への対応

近年における経済取引の国際化に対応するため、本邦企業の海外支店等調査の推進及び 国際課税問題等について各国税務当局との協議を行った。

また、前年度に引き続き、外資系企業の財務情報等の収集、海外取引研修等を実施した。

ニ 職場環境の改善

職員の健康管理の充実を図るため、総合健康診断の充実、診療所備品の整備等を行った ほか、庁舎・宿舎の補修に必要な経費を確保する等、職場環境の改善を図った。

ホ 税制改正への対応

適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入などの税制改正を踏まえた執行を行う ために必要なシステムの開発等を行った。

へ 社会保障・税番号制度への対応

法人番号の付番機関並びにマイナンバー(個人番号)、法人番号の利活用機関として、法 人番号の指定・公表・通知及び番号の利活用に係るシステムの運用を行った。

ト 酒類業の振興

日本産酒類の競争力強化や海外展開を推進するための、海外販路開拓支援、国際的プロモーション、日本産酒類のブランド化推進及び日本産酒類の海外展開支援などの取組を実施した。

(2) 予算の執行状況

イ 予算

国税庁関係の令和4年度一般会計当初予算の総額は、6,254億1,380万円であったが、前年度予算の繰越額、予算の移替え及び第2次補正予算の増減額により、予算現額では、7,207億2,787万円となった。

口 決算

令和4年度の執行状況は、表33のとおりである。

表33

予算の執行状況

【一般会計】

項	_						_	公 分	当初歳出	繰越額	補 正 増 △ 減 額		流 用 等 増 △ 減 額	予算現額	支 出 済歳 出 額	翌年度繰越額	不用額
									百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
(組織)	玉	税庁	:														
(項)	围	税	庁	:	共	ij	重	費	555, 549	60	3, 852	0	0	559, 460	551, 884	0	7, 577
(項)	税	務		業		務		費	61, 119	1, 599	1,506	0	(±16)	64, 224	59, 538	1, 413	3, 273
(項)	玉	税	庁	:	施	Ē	쿳	費	3, 038	333	0	0	0	3, 370	2, 274	915	181
(項)	玉	税	不	服	1 1	審	判	所	4, 697	0	△56	0	0	4, 641	4, 463	0	178
(項)	独立	Z行政治	长人酒	類網	総合る	研究所	听運	営費	1,011	0	0	0	0	1, 011	1, 011	0	0
(項)	独立	行政法	人酒類	頁総合	合研究	:所施	設整	備費	0	0	103	0	0	103	0	103	0
(項)	情報	通信技	術調達	È等i	適正・	効率	化推	進費	0	2, 251	0	85, 667	0	87, 918	83, 079	4, 146	693
			計						625, 414	4, 242	5, 405	85, 667	(±16)	720, 728	702, 248	6, 578	11, 902

⁽注) 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

ハ 徴税コスト

国税庁扱いの租税及び印紙収入100円当たりの徴税コストは、表34のとおりである。

表34		徴税コスト	
区	分	令和3年度	令和4年度
決	算	円	円
次	Y	1. 10	1. 07

2 営繕

(1) 庁舎等建替関係

令和4年度には、鶴岡税務署、横浜中税務署、鰍沢税務署及び佐伯税務署が整備された。

(2) 施設整備関係

庁舎については、老朽化に伴う受変電設備の更新や外壁改修等を実施し、安全対策を行ったほか、空調設備改修等を実施し、執務環境の改善を図った。

宿舎については、外壁改修等を実施し、安全対策を行ったほか、台所や浴室、トイレ等の 改修を実施し、職員の生活環境の改善を図った。

第2章 特別の機関等

第1節 国税不服審判所

1 概要

(1) 組織と機構

国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対して裁決を行う機関であり、昭和45年5月に国税の賦課徴収に当たる処分庁(国税局、税務署等)から分離された国税庁の附属機関(現在は「特別の機関」)として設置された。

本部は東京に置かれ、全国の主要都市に12の支部と7の支所が置かれている。

審査請求事件の調査・審理の中心となる国税審判官には、弁護士、税理士、公認会計士、 裁判官又は検察官の職にあった者、税務に従事した経験豊富で適性を有する職員等を任用し ている。これは、国税審判官には、税務に関する専門的な知識及び事実関係の調査能力とと もに法律的な素養が必要であることを考慮したものである。

(2) 審査請求の手続

審査請求書が提出された後、審査請求事件の調査・審理を行う担当審判官(1名)及び参加審判官(2名以上)で構成される合議体が編成される。合議体は、審査請求人の正当な権利利益救済の観点から、当事者の主張を十分聴取するなど、充実した合議の下、適正・迅速に調査・審理を行った上で議決し、この議決に基づいて国税不服審判所長が裁決を行う。

(3) 事務運営

国税不服審判所は、税務行政部内における公正な第三者的機関として、適正・迅速な事件 処理を通じて納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保 に資することを使命としている。これらを達成するため、次に掲げる事項を事務運営の基本 方針としている。

- イ 争点主義的運営
- ロ 合議の充実
- ハ 納得の得られる裁決書の作成

2 審査請求の状況

令和4年度における審査請求事件の請求件数は3,034件で、前年度(2,482件)に比べて552件(22.2%)増加している(表35参照)。

また、税目別の構成割合をみると、申告所得税等(復興特別所得税を含む。)事件が27.3%、源泉所得税等(復興特別所得税を含む。)事件が1.5%、法人税等(地方法人税及び復興特別法人税を含む。)事件が18.1%、相続税・贈与税事件が3.7%、消費税等(地方消費税を含む。)事件が40.7%、徴収関係事件が6.9%、その他の税目の事件が1.8%となっている。

表35

審査請求の状況

	区分			令和3	3年度	令和4年度			
	区	ガ		請求件数	構成割合	請求件数	構成割合		
申			告	件	%	件	%		
所	得	税	等	770	31.0	829	27. 3		
源所	得	税	泉 等	53	2. 1	46	1.5		
法	人	税	等	538	21. 7	550	18. 1		
相贈	続 <i>!</i>	税 チ	• 税	157	6.3	111	3. 7		
消	費	税	等	858	34. 6	1, 235	40. 7		
徴	収	関	係	92	3. 7	209	6. 9		
そ	0)	他	14	0.6	54	1.8		
合			計	2, 482	100.0	3, 034	100.0		

⁽注) 国税通則法に基づくもののほかに行政不服審査法に基づく審査請求が含まれている。

3 審査請求の処理状況

令和4年度において処理した件数は、3,159件で、前年度(2,282件)に比べて877件(38.4%)増加している(表36参照)。

また、処理態様別の構成割合をみると、却下(審査請求期間の徒過等、審査請求の形式的な要件が適法でないもの)が12.2%(前年度4.3%)、棄却(納税者の主張が認められなかったもの)が71.6%(前年度68.6%)である。

一方、全部認容及び一部認容(納税者の主張が全部認められたもの及び一部認められたもの) は7.1%(前年度13.0%)であり、また、審査請求人が請求を取り下げたものが9.1%(前年度 14.1%)となっている。

なお、令和4年度末の未済件数は2,296件であり、前年度末の未済件数(2,421件)に比べて 125件(5.2%)減少している。

表36

審査請求の処理状況

区分	令和 3	3年度	令和4年度		
	処理件数	構成割合	処理件数	構成割合	
取下げ	件	%	件	%	
取下げ	321	14. 1	286	9.1	
却 下	98	4.3	385	12. 2	
棄 却	1, 566	68.6	2, 263	71. 6	
全部認容及び一部認容	297	13.0	225	7. 1	
変更	_	_		_	
合 計	2, 282	100.0	3, 159	100.0	

⁽注) 国税通則法に基づくもののほかに行政不服審査法に基づく審査請求が含まれている。

4 国税不服審判所長を行政庁とする訴訟

裁決の取消しのみを求める訴訟は、令和4年度当初の係属件数が2件であったところ、当年 度中は新たに提起されず、2件が終結(国側勝訴1件、取下げ1件)したため、年度末の係属 件数は0件である。

また、課税処分等の取消し等を求める訴訟に併せて裁決の取消しを求める訴訟は、令和4年 度当初の係属件数が2件であったところ、当年度中に新たに5件が提起され、うち4件が終結 (国側勝訴2件、不受理1件、取下げ1件)したため、年度末において3件が係属している。

なお、損害賠償を求めるものなど、裁決の取消しを求める訴訟以外の訴訟は、令和4年度当初の係属件数が0件であったところ、当年度中に新たに3件が提起され、うち3件が終結(国側勝訴2件、不受理1件)したため、年度末の係属件数は0件である。

第2節 税務大学校

1 概要

税務大学校は、国税庁の所掌事務に従事するために必要な研修を行う機関であり、本校のほか、全国12か所に地方研修所が置かれている。

税務大学校における研修は、高等学校あるいは大学等を卒業した新規採用者を納税者から信頼される税務職員として育成するとともに、現に第一線で働いている職員に対し、税務行政を取り巻く環境の変化に即応し得るよう、必要な研修を長期研修、短期研修、通信研修等に区分し実施している。

2 長期研修

長期研修は、職員の資質、能力の向上に重点を置いて、長期間にわたり実施する研修である。

(1) 新規採用者を対象とする研修

イ 普通科

普通科は、税務職員採用試験、障害者を対象とした選考試験及び国家公務員中途採用者 選考試験(就職氷河期世代)による新規採用者に対して実施する研修であり、採用直後の 4月から1年間、全寮制により4か所の地方研修所において行っている。

普通科の研修目的は、社会人としての良識及び公務員としての自覚を身に付けさせるとともに、税務職員として必要な知識、技能等の基礎的事項を習得させることにある。

普通科の教育課程は、①基礎的な税法知識・会計知識の習得のための税法科目及び会計科目、職場配置後の実務に必要となる実務的・実践的な知識及び技能の習得のための実務科目等を中心とした専門科目と、②基礎的な法律・経済知識の習得のための法律・経済科目等の一般科目に重点を置いて編成している。

令和4年度においては、普通科第82期生916人が修了した。

口 専門官基礎研修

専門官基礎研修は、国税専門官採用試験による新規採用者等に対して実施する研修であり、4月から3か月間行っている。

専門官基礎研修の研修目的は、社会人としての良識及び公務員としての自覚を身に付け させるとともに、税務職員として必要な知識、技能等の基礎的事項を習得させることにあ る。

専門官基礎研修の教育課程は、所得税法、法人税法等の税法科目及び会計科目に重点を 置いて編成している。

令和4年度においては、専門官基礎研修第52期生1,348人が修了した。

ハ 社会人基礎研修

社会人基礎研修は、経験者採用試験による新規採用者に対して実施する研修であり、4 月から3か月間行っている。

社会人基礎研修の研修目的は、公務員としての自覚を身に付けさせるとともに、税務職員として必要な知識、技能等の基礎的事項並びに調査、徴収事務に関する基礎的知識及び技能を習得させることにある。

社会人基礎研修の教育課程は、所得税法、法人税法等の税法科目、実務において優先度・ 重要度の高い項目を習得させる実務科目及び会計科目に重点を置いて編成している。

令和4年度においては、社会人基礎研修第6期生73人が修了した。

(2) その他の研修

イ 中等科

中等科は、普通科修了後3年間の実務経験を経た者に対して実施する研修であり、4月から3か月間行っている。

中等科の研修目的は、調査・徴収事務に必要な知識、技能を習得させることにある。 中等科の教育課程は、税法科目に重点を置いて編成している。

令和4年度においては、中等科第8期生686人が修了した。

口 専攻税法研修

専攻税法研修は、国税専門官採用試験により採用され、その年の専門官基礎研修を修了 した者等に対して実施する研修であり、7月から2か月間行っている。

専攻税法研修の研修目的は、調査、徴収事務に関する基本的知識及び技能を習得させる ことにある。

専攻税法研修の教育課程は、税法科目及び実務科目に重点を置いて編成している。 令和4年度においては、専攻税法研修第13期生1,334人が修了した。

ハ本科

本科は、原則として税務職員に採用されてから5年以上を経過した者のうち、部内の選 抜試験に合格した者に対して実施する研修であり、7月から1年間行っている。

本科の研修目的は、真に専門官職にふさわしい知識、技能を習得させるとともに、税務

の中核として活躍できるよう広い視野、高い識見、的確な判断力等を身に付けさせること にあり、個人課税班、資産課税班、法人課税班、管理運営班及び徴収班の各専攻班に分か れて実施している。

本科の教育課程は、討議を主体とした税法科目及び会計科目に重点を置いて編成している。

令和4年度においては、個人課税班91人、資産課税班37人、法人課税班155人、管理運営 班17人、徴収班40人、計340人が本科第58期生として修了した。

二 専科

専科は、専門官基礎研修修了後3年間の実務経験を経た者等に対して実施する研修であり、8月から7か月間行っている。

専科の研修目的は、専門官職として必要な知識、技能を習得させるとともに、それにふさわしい広い視野、高い識見、的確な判断力等を身に付けさせることにあり、個人課税班、資産課税班、法人課税班及び徴収班の各専攻班に分かれて実施している。

専科の教育課程は、討議を主体とした税法科目及び会計科目に重点を置いて編成している。

令和4年度においては、専科第49期生1,051人が修了した。

ホ 国際科

国際科は、国際租税セミナー基礎コース(平成24年度に廃止)又は通信研修国際課税 II 修了後の経験年数が2年以上の者のうち、部内の選抜試験に合格した者に対して実施する研修であり、8月から5か月間行っている。

国際科の研修目的は、国際課税の重要かつ高度な職務に必要な知識を習得させることにある。

国際科の教育課程は、国際課税制度、海外取引調査法、国際課税の執行及び国際取引実務に関する高度な専門的知識の習得に重点を置いて編成している。

令和4年度においては、国際科第43期生99人が修了した。

へ 専攻科

専攻科は、通信研修審理Ⅱ修了後の経験年数が2年以上の者のうち、部内の選抜試験に合格した者に対して実施する研修であり、8月から4か月間、本校において行っている。

専攻科の研修目的は、審理等の重要かつ高度な職務に必要な知識等を習得させることに ある。

専攻科の教育課程は、①実践的な税法解釈・適用能力及び審理の局面における諸課題への対応策や施策等の企画立案能力の養成並びに審理機能・争訟対応機能に関する実務能力の向上、②先端的経済取引等の税法周辺の実務知識の習得に重点を置いて編成している。

令和4年度においては、専攻科第15期生100人が修了した。

ト 研究科

研究科は、本科又は専科の修了者等の中から研究員として選定された者に対して実施す

る研修であり、4月から1年3か月間(実証研究は2年3か月間)行っている。

研究科の研修目的は、研究活動を通じ、税務又はデータ分析に関する高度な専門的理論 を習得させることにある。

研究科の教育課程は、研究員にそれぞれ税務若しくはデータ分析に関する理論又は税務 行政上の諸問題の中から選定した課題を研究させ、大学教授、本校教授等の指導の下に、 その研究成果を論文にまとめさせることにより、より高度な専門的理論を習得させるよう 編成している。

また、その研究活動に資するため、聴講生として、東京大学、一橋大学及び神戸大学大学院に、並びに博士前期(修士)課程受講者として、理論研究では一橋大学大学院、早稲田大学大学院、大阪大学大学院及び名古屋大学大学院に、実証研究では滋賀大学大学院及び立教大学大学院に研究員を派遣した。

令和4年度においては、研究科第57期生2人及び第58期生26人が修了した。

チ 評価特別研修

評価特別研修は、資産課税事務又は徴収事務を担当する者のうち、部内経験年数が9年以上(国税専門官採用試験採用者は5年以上)の者の中から選定された者に対して実施する研修であり、8月から5か月間行っている。

評価特別研修の研修目的は、不動産その他財産の評価の高度な職務に必要な知識等を習得させることにある。

評価特別研修の教育課程は、不動産その他財産の評価手法に関する専門的知識及び評価 に必要な法令等の習得に重点を置いて編成している。

令和4年度においては、評価特別研修第9期生25人が修了した。

リ 酒税行政研修

酒税行政研修は、酒税行政事務を担当する者のうち、部内経験年数が6年以上、かつ、 酒税行政事務の経験年数が1年以上の者の中から選定された者に対して実施する研修であ り、1月から5か月間行っている。

酒税行政研修の研修目的は、酒税行政事務の高度な職務に必要な知識等を習得させることにある。

酒税行政研修の教育課程は、①酒税行政事務に関する専門的知識及び技能等の習得並び に②酒税行政が直面する諸課題について適切な対応策を企画立案できるような実践力の養 成に重点を置いて編成している。

令和4年度においては、酒税行政研修第9期生13人が修了した。

ヌ 税務理論研修

税務理論研修は、国家公務員採用総合職試験により採用されて約3年の実務経験を経た 者に対して実施する研修であり、4月から3か月間行っている。

税務理論研修の研修目的は、税法等について、幅広くかつ高度な知識を習得させ、税務行政の企画・立案能力の向上を図ることにある。

税務理論研修の教育課程は、①租税法の基礎理論等の習得並びに高度な税法解釈及び適 用能力の養成、②危機管理等に関する基本的知識の習得に重点を置いて編成している。

令和4年度においては、税務理論研修第40回生7人が修了した。

ル データ活用研修

データ活用研修は、部内経験年数が6年以上、かつ、情報システム又は内国税の賦課・ 徴収に関する事務の運営経験年数が2年以上の者の中から選定された者に対して実施する 研修であり、4月から3か月間行っている。

データ活用研修の研修目的は、データ活用等の高度な職務に必要な知識等を習得させる ことにある。

データ活用研修の教育課程は、①データ活用に必要となる基礎的な知識の習得、②データ活用に必要な基礎的な分析手法に関する知識や技術の習得及び③実務における諸課題について適切な対応策や施策等を企画立案できる実務能力の向上に重点を置いて編成している。

令和4年度においては、データ活用研修第2期生40人が修了した。

3 短期研修

短期研修は、職場研修と併せた総合的視野に立ち、実務面からの研修ニーズを踏まえ、それ ぞれの職務の遂行に必要な知識、技能等を効率的に習得させることを目的として、本校及び地 方研修所において実施している。

(1) 本校短期研修

本校短期研修は、主として国税局の職員に対して、専門事務を円滑かつ効率的に遂行し、 又は税務署の職員を指導していく上で要請される高度な知識及び技能を習得させることを目 的として実施している。

令和4年度においては、24コースを計画、実施しており、2,203人が修了した。

(2) 地方短期研修

地方短期研修は、原則として統一された実施方針により、主として税務署の職員に対して、職員の能力、資質の向上を図ることを目的として、審理(特別)研修を実施している。 令和4年度においては、544人が修了した。

4 通信研修

通信研修は、職員の自学自習を助け、自らの研さんによって税務の執行に必要な知識を習得させることを目的として、会計学、税務会計、国際課税 I・Ⅱ、審理 I・Ⅱ、実務語学(英語、韓国語及び中国語)を実施している。

なお、令和3年度以前は窓口英語 I・Ⅱ、韓国語 I 及び中国語 I を実施していたが、令和4年度からは、定員枠の撤廃、研修内容の変更及び受講資格の変更を行い、新たに「実務語学」研修を創設した。

令和4年度においては、1,830人が修了した。

表37

税務大学校の研修人員

		研修	の 種	重類			令和3年度	令和4年度
							人	人
普			通			科	913	916
専	門	官	基	礎	研	修	1, 377	1, 348
社	会	人	基	礎	研	修	118	73
中			等			科	1, 283	686
専	攻	税	į ž	去	研	修	1, 377	1, 334
本						科	286	340
専						科	1,009	1,051
玉			際			科	99	99
専			攻			科	107	100
研			究			科	27	28
評	価	特	- 万	31]	研	修	24	25
酒	税	行	. I	玫	研	修	13	13
税	務	理] 	論	研	修	17	7
デ	_	タ	活	用	研	修	38	40
本	校	短	į	朝	研	修	1, 507	2, 203
地	方	短	į	朝	研	修	594	544
通		信		研		修	2, 203	1,830

⁽注) 研修人員は修了者を示す。

5 その他

税務大学校では、税務に関する学術的な研究や税務データの利活用に係る外部有識者との共同研究等を行っているほか、政府開発援助(ODA)の技術協力の枠組み等の下、開発途上国の税務職員を対象とした研修等を実施している。

また、租税に関する知識の普及等に寄与することを目的として、「税を考える週間」に合わせて、広く一般の方々を対象とした「公開講座」を、平成6年度から実施している。

なお、令和4年度の「公開講座」については、実施期間中は24時間いつでも受講ができるように、オンデマンドによる配信とした。

第3節 国税審議会

1 概要

平成13年1月6日の中央省庁等改革に伴い、従来の国税審査会、税理士審査会及び中央酒類 審議会が統合され、財務省設置法第21条の規定に基づき国税審議会が設置された。

国税審議会は、20人以内の委員で組織され、その分科会として、国税審査分科会、税理士分 科会及び酒類分科会が置かれている。また、税理士分科会には、試験委員及び懲戒等審査委員 が置かれている。

なお、国税審議会の庶務は、国税庁長官官房総務課及び人事課並びに課税部酒税課で行っている。

2 所掌事務

国税審議会の所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う場合等で、国税庁長官が国税不服審判所長の意見を相当と認めない場合等における審議(国税通則法第99条)
- (2) 税理士試験の受験資格の認定、試験科目の一部免除の認定、税務職員にかかる研修の指定及び執行(税理士法第5条、第7条、第8条、第12条)
- (3) 税理士の懲戒処分等の審議(税理士法第47条、第48条、第48条の20)
- (4) 酒税の保全のため、酒類業者に対し命令を発する場合の審議、公正な取引の基準、酒類の製法・品質等の表示の基準又は重要基準を定めようとするときの審議(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第85条、第86条の8)
- (5) ①酒類業者における酒類の製造(又は輸送)に係るエネルギーの使用の合理化の状況が著しく不十分である場合における指示(又は勧告)後、②酒類業者が酒類容器の分別回収に関する表示事項を表示しない等の場合における勧告後、③酒類小売業者の容器包装廃棄物の排出抑制の促進の状況が著しく不十分である場合における勧告後の命令にあたり意見を述べること(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第17条第5項、第29条第5項、第41条第5項、第116条第4項及び第120条第4項、資源の有効な利用の促進に関する法律第25条第3項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の7第3項)

なお、国税審査分科会は(1)、税理士分科会は(2)及び(3)、酒類分科会は(4)及び(5)の事務を所掌 している。

3 委員

委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、財務大臣が任命する。

委員のうち、試験委員は税理士試験の問題の作成及び採点を行うについて必要な実務経験のある者及び学識経験のある者のうちから、また、懲戒等審査委員は税理士に対する懲戒処分の審査を行うについて必要な実務経験のある者及び学識経験のある者のうちから、審議会の推薦に基づき、財務大臣が任命する。

令和5年6月30日現在の審議会委員は、次のとおりである(敬称略)。

会 長 佐藤 英明

会長代理 土居 丈朗

委 員 秋葉 賢一、石田 千、遠藤 みどり、大倉 治彦、鹿取 みゆき、川北 力、 川嶋 三恵子、河村 芳彦、木村 純子、神津 信一、小関 卓也、小林 健彦、 立道 昌幸、手島 麻記子、中川 丈久、中空 麻奈、廣重 美希、藤谷 武史

4 国税審議会の開催状況

令和4年7月1日から令和5年6月30日までの国税審議会の開催状況は次のとおりである。 国税審議会

令和4年11月18日開催(第24回)

令和5年3月15日開催(第25回)

国税審查分科会

令和5年3月15日開催(第14回)

酒類分科会

令和5年3月15日開催(第24回)

税理士分科会

令和4年11月25日開催(第102回)

令和4年12月15日開催(第103回)

令和5年3月15日開催(第104回)

令和5年5月26日開催(第105回)

令和5年6月16日開催(第106回)

5 税理士試験

令和4年度(第72回)税理士試験

令和4年8月2日から8月4日まで実施し、同年11月30日に合格者を発表した。

その結果は、次のとおりである。

受験申込者数 36,852人

受験者数 28,853人

合格者数 620人

一部科目合格者数 5,006人

第4節 土地評価審議会

1 概要

土地評価審議会は、相続税法第26条の2の規定に基づき各国税局・沖縄国税事務所に設置されている。

土地評価審議会は、関係行政機関の職員、地方公共団体の職員及び土地評価に関する学識経験者を委員として構成され、相続税、贈与税及び地価税の土地等の評価に関して国税局長・沖縄国税事務所長が意見を求めた事項について調査審議することとされている。

また、国税局長・沖縄国税事務所長は、農業投資価格を決定する場合も、土地評価審議会の 意見を聴くこととされている。

2 審議の状況

令和5年分の都道府県における土地の用途別の主要な標準地の路線価等について、令和5年 5月に審議された。